

日向市工事請負契約約款の10月改正について

本市の工事請負契約に関連する書類一式（契約書・約款・入札書など）については、令和2年4月1日付で改正民法に伴う改正を行っております。

このうち「工事請負契約約款」につきましては、令和2年10月から施行される改正建設業法にも対応する必要があるため、4月改正に引き続き、10月1日から適用する一部改正を行いましたので、お知らせします。

つきましては、令和2年10月1日以降に本市との工事請負契約を締結する場合は、必ず改正後の契約約款をご使用くださいますようお願いいたします。

記

1. 改正後の契約約款を適用する契約

令和2年10月1日以降に契約を締結する工事請負契約

- ・改正約款は、市ホームページ「様式等ダウンロードサービス」に掲載しています。
- ・今回、入札～契約締結までの書類の中では「契約約款」のみの改正となっています。入札書・契約書などの様式は、令和2年4月1日現在の様式をご使用ください。

2. 改正内容

- ①監理技術者補佐の設定（建設業法第26条第3項）に伴う関係箇所の変更（約款第10・12・59条）
 - ・なお、この改正に伴い、「現場代理人等選任(変更)通知書」と「略歴書」に、監理技術者補佐の項目を追加しています。
- ②著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（同法第19条の5）に伴う契約約款「第23条の2」の新設